

平成25年（2013年）2月8日

第41回広島市都市計画審議会 議 事 録

事 務 局

都市整備局都市計画課

第41回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成25年(2013年)2月8日 午後3時

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 生田文雄 藤原章正 福田由美子 三浦浩之 青竹美佳 米田輝隆

イ 市議会議員 安達千代美 木山徳和 酒入忠昭 谷口 修 八條範彦 星谷鉄正

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 塩形幸雄

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 中丸勝利

オ 市民委員 井尾義文 吉田知世

以上 16名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 小畑博文 後藤奏苗

イ 市議会議員 平野博昭

ウ 市民委員 吉岡恭子

(3) 傍聴人

一般 6名

報道関係 1社

4 閉 会 午後4時10分

第41回広島市都市計画審議会

平成25年2月8日

○事務局（新上都市計画担当部長） 一部の方が少し遅れてみえになられるということでありますけども、それでは、ただ今から、第41回広島市都市計画審議会を開催いたします。委員におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、都市計画担当部長の新上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の議題についてでございますが、先に開催通知でお知らせいたしましたとおり、4つの議案がございます。

第1号議案は、「畑口寺田線」の「道路の変更」に関する案件でございます。第2号議案が「広島公共下水道」の「下水道の変更」に関する案件でございます。第3号議案が「西風新都インター流通パーク地区」の「地区計画の変更」ということでございます。

それから、第4号議案ですが、これは、先だってからの引き続きであります。「広島市の都市計画に関する基本的な方針の改定」についての案件でございます。

それでは、藤原会長さん、よろしくお願いいたします。

○藤原会長 皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、ご出席いただいております委員の方は、20名中14名ということでございます。定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする方を使命させていただきたいと思っております。本日の署名は、米田委員、それから、星谷委員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、審議に入らせていただきます。

まず、第1号議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（加藤都市計画課長） 都市計画課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着席にて説明をさせていただきます。

「第1号議案 道路の変更」について説明いたします。

本件は、広島市決定に係る案件です。

議案書は4ページから10ページまでですが、説明は前面のスライドにより行います。

都市計画道路は、名称、位置、区域、道路の種別、幅員、車線の数などを定めることになっています。

このうち、「車線の数」は、平成10年11月の都市計画法施行令の改正により、都市計画

に定める事項として追加されました。

このため、本市では、平成 10 年 11 月以前に決定した路線については、何らかの都市計画変更が生じた際に、「車線の数」を定め、計画書に追記しています。

次に、今回の変更内容です。廿日市市と広島市の 2 市にまたがる畑口寺田線について、本市区域内の「車線の数」の追記を行うものです。

本路線は、昭和 32 年 3 月に広島県により都市計画決定されましたが、平成 12 年 4 月、本路線の政令市区域内の決定権限が本市に移譲されたため、現在は、廿日市市区間は広島県、本市の区間は本市と都市計画決定権が分かれています。

今回、廿日市市の区間で、広島県が区域の変更と「車線の数」の追記を行うことになったため、併せて本市区間も「車線の数」を追記いたします。

本路線の区間ごとの「車線の数」は、図に示すとおりです。都市計画には路線の代表的な「車線の数」を追記することになっておりますので、本路線は、2 車線区間が 4 車線区間より長い場合、「車線の数」を 2 車線として、追記いたします。

以上、第 1 号議案の道路の変更について、説明させていただきました。

都市計画の案の縦覧については、本年 1 月 7 日から 1 月 21 日までの 2 週間行い、意見書の提出はありませんでした。

これで、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○藤原会長 それでは、第 1 号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

本件につきましては、特に御意見がございませんようですので、第 1 号議案につきましては、原案どおり可決するというようにしてよろしいでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第 1 号議案につきましては、原案どおり可決させていただきます。

続きまして、第 2 号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（加藤都市計画課長） それでは、第 2 号議案 広島公共下水道の変更について御説明いたします。

本件は、広島市決定に係る案件です。

議案書は 11 ページから 24 ページまでですが、前面のスライドにより説明いたします。

広島公共下水道は、主として本市の市街地における下水を処理するために市が管理する下水道であり、昭和 27 年 3 月に当初の計画決定以来、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水防止などを図るため、整備を進めています。

この図は、現在の都市計画決定の内容をまとめたものです。

図のうすい緑色の区域は、汚水及び雨水の排水区域で、面積は約 15,801 ヘクタールです。
青い線は、幹線管渠で、約 47 キロメートルです。

その他の施設として、茶色の丸が処理場で 4 か所、黄色の丸がポンプ場で 64 か所、赤色の丸が雨水滞水池で 2 か所、ピンク色の丸が雨水調整池で 1 か所を都市計画に定めています。

今回変更するのは排水区域の部分です。

「排水区域」は、主に市街化区域における下水を公共下水道により排水する区域として都市計画に定めるものです。概ね市街化区域と同じ区域となっています。

平成 24 年 5 月の第 5 回都市計画総合見直しで市街化区域を変更したため、今回、市街化区域と整合を図るよう、下水道の「排水区域」を変更するものです。

具体的に変更する区域です。

追加する地区を赤字で、削除する地区を青字で示しています。

今回の変更により、排水区域の面積は、約 15,801 ヘクタールから、約 33 ヘクタール追加、約 1 ヘクタール削除され、約 15,833 ヘクタールとなります。

案の縦覧については、本市 1 月 7 日から 1 月 21 日までの 2 週間行い、意見書の提出はありませんでした。

これで、第 2 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○藤原会長 ただ今、御説明いただきました第 2 号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

本件につきましても、特に意見がないようでございますので、第 2 号議案につきましては、原案どおり可決するということにしてよろしいでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第 2 号議案につきましては、原案どおり可決いたします。

続きまして、第 3 号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（加藤都市計画課長） それでは、第 3 号議案について、御説明いたします。

本案件は、広島市決定となります。

議案書は 25 ページから 36 ページまでですが、前面のスライドにて説明いたします。

西風新都インター流通パーク地区は、山陽自動車道五日市インターに近接し、西風新都における流通・業務拠点の役割を担う地区として位置づけられています。

これは、地区上空から撮影した写真です。赤色の線で囲まれた区域が、西風新都インター流通パーク地区 地区計画の区域です。地区内では、現在 15 社の流通・業務系の事業者が操業しています。

地区計画の経緯ですが、西風新都インター流通パーク地区は、民間事業者により開発された流通・業務団地で、平成 4 年 6 月より造成を開始し、平成 8 年 7 月に完成して以来、トラック運送業、食品卸売業などの地元企業が進出し、これまで発展を続けています。

地区計画は平成 8 年 11 月に都市計画決定しており、流通・業務拠点としての良好な市街地環境の創出と保全を図ることを目標としています。

これは、現在の地区計画の計画図です。地区計画では、流通・業務団地としての事業環境を維持するため、様々な制限を行っています。例えば、用途の混在などによる事業環境の悪化を防止するため、住宅、病院などの建築を禁止しています。また、周辺環境に配慮し、法面の維持・保全を図るため、法面への建築物の建築を禁止するなど、土地利用制限を行っています。

しかし、地区計画の決定後、15 年以上が経過しまして、流通業務を取り巻く環境が大きく変わってきており、商品の搬送という単一機能だけでなく、商品の一時保管や加工といったニーズの対応が必要となってきました。このようなニーズに対応するためには、新たに設備拡張を行う必要がありますが、事業地の周囲は土地利用制限がかかった法面に囲まれ、拡張を行うスペースが少ないため、地区外への移転も検討せざるを得ません。

このような状況から、平成 24 年 8 月、地区内の全事業者より地区計画の制限内容を緩和する都市計画提案がありました。

この提案内容は、継続して流通業務を営んでいく必要最小限の制限緩和で、現在の良好な事業環境を維持し、都市機能の充実・強化に期待が持てるものであることから、当該提案に基づき、地区計画の変更を行います。

地区計画の変更内容について説明いたします。

法面における土地利用制限の緩和についてですが、現在の制限内容は、「林帯及び法面は、良好な市街地環境を確保するために維持、保全し、かつ建築物を建築してはならない。」となっています。

これに対し、事業者からの提案は、「当地区で事業を継続していくには新たな設備拡張が必要なため、自己保有地である法面の一部を活用できるよう、土地利用の制限を緩和して欲しい。」というものでした。

例えば、このような法面の、赤色の区域に擁壁を築造して、利用できる敷地を拡張したい、そして法面の一部を利用して太陽光発電設備を設置したいという提案です。

土地利用制限を緩和することにより、法面に擁壁を築造して敷地内の駐車場を拡張したり、造成した土地への建築が可能となります。

また、環境負荷の大きい流通・業務事業者として率先して、環境負荷の低減及びエネルギーの自立等に取り組むため、再生可能エネルギーである太陽光発電設備の設置も可能と

なります。

提案内容を検討の結果、当地区の事業が持続的に発展していくためには、必要最小限の緩和は必要と判断し、「景観に配慮した土地造成」及び「太陽光発電設備の設置」を可能とする地区計画の変更を行います。

「景観に配慮した土地造成」では、「良好な市街地環境を確保する」という、地区計画の主旨も配慮し、擁壁は、緑化ブロックなど、緑化された擁壁とします。また、安全性確保のため、擁壁の高さは、「広島市開発技術基準」に準じて、5 m以下とします。設置個所は法面の上端または下端のいずれか一方に限定することにより、必要以上の造成を防止します。これらの条件を満たせば、造成された敷地への建築も可能となります。

次に「太陽光発電設備の設置」です。

現在、広島市では、西風新都都市づくり全体計画の見直しを行っております。地球温暖化防止及びエネルギーの効率化の観点から、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を積極的に推進する方針です。

また、本市では、地球温暖化対策として「緑化推進制度」で、建築の際に敷地の緑化を義務付けています。この制度では、CO₂削減効果のある太陽光発電設備は緑地面積の代替として算定可能としており、この考え方を地区計画にも準用します。

これらの方針を踏まえ、地区計画においても、土地利用の制限を緩和し、太陽光発電設備の設置を支援したいと考えています。

写真は山陽自動車道の福山サービスエリアの法面における太陽光発電設備の設置例です。光が反射しにくく、落ち着いた色のパネルを用いて、周辺環境に配慮しています。当地区においても同様の配慮を行いたいと考えています。

以上のような土地利用制限の緩和を踏まえて、現在の地区計画の内容に、ただし書きとして赤い文字の内容を追加します。緑化ブロックを使用した擁壁で、法面の上端または下端のいずれか一方に築造し、高さが5 m以下であれば法面の活用が可能となります。また、太陽光発電設備の設置も可能となります。

次に、「建築物の用途制限の緩和」について説明します。

当地区の用途地域は準工業地域ですが、通常より厳しい内容の建築物の用途制限を定めて、流通・業務団地としての事業環境を維持しています。

例えば、周辺への影響がある工場などの立地を制限しており、「花火を製造する工場」、「引火性溶剤を用いるドライクリーニングなどの工場」、「出力の合計が0.75kwをこえる原動機を使用する塗料の吹付を行う工場」、「亜硫酸ガスを用いる物品の漂白を行う工場」などが該当します。

このうち、「出力の合計が0.75kwをこえる原動機を使用する塗料の吹付を行う工場」について、建築物の用途制限の緩和の提案がありました。

流通業界を取り巻く環境は年々厳しくなっており、最近ではコスト削減のために自己保有車両の錆止めや塗装などのメンテナンスを自前で行うようになりました。以前は、その

ような利用を想定していなかったため、原動機の出力を必要最小限の 0.75kw としていました。しかし、実際には 0.75kw 以下の原動機で、大型の運輸車輛のメンテナンスを行うには作業効率が悪く、事業者の内、3 分の 2 が出力不足を解消したいと考えています。もともと準工業地域内では原動機の使用制限はないので、これを撤廃したいという提案がありました。

原動機の出力制限を撤廃することについて地区内の事業者全員が同意していること、屋内作業での使用となるため周辺への騒音がほとんどないこと、地区内及び隣接地に住宅が立地していないこと、などから原動機の出力制限を撤廃しても影響は少ないと考えています。

以上が西風新都インター流通パーク地区地区計画の変更内容です。

昨年 10 月 16 日から 2 週間の「原案の縦覧」、12 月 3 日から 2 週間の「案の縦覧」を行いましたが、いずれも意見書の提出はありませんでした。

これで、第 3 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○藤原会長 ただ今、御説明いただきました、第 3 号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○福田委員 景観に配慮した土地造成をすとか、環境のことを考えてソーラーをすとか、すごくいいことだと思うんですけども、災害というか土砂崩れの、そういうことに対する安全性などはどのようになっているのかをちょっと教えてください。その緩和することによって、それがどうなるのかっていうのを教えていただけたらと思います。

○事務局（加藤都市計画課長） まず、擁壁の築造に関しましては、広島市の宅地造成の安全基準に則って設置をするということで安全性の確保は図られます。それから、太陽光パネルについては、設置者のほうで法面の安定計算を行いまして、災害などに対応できるような対応を取るようになっております。以上でございます。

○福田委員 そうするのは、この地区計画の内容として書くような話ではないんですね、そういうのに配慮するとかっていうことは。もう当然、皆さん配慮されるということで理解してよろしいですね。

○事務局（加藤都市計画課長） 別の法律で制約等がかかる場合は、それを全部、地区計画の中に反映はしていないですけども、当然、設置の相談がありましたら、そういった基準を守ってやってくださいという指導は市のほうで行っていきます。

○福田委員 わかりました。

○藤原会長 他にございませんでしょうか。

○井尾委員 太陽光発電をする、用途に使うというのがあるんですけど、法面は大体、南を向いているんですかね。

○事務局（加藤都市計画課長） おっしゃいますとおり、実際に太陽光発電を効率よく使える法面というのは、ごく一部に限られてまして、前の図面でいきますと、この辺り、これがちょうど南向きの法面ですね。あとは、そんな大規模なパネルを設置する場所は、あまりないようには伺っております。

○井尾委員 それを計画している事業所があるんです？

○事務局（加藤都市計画課長） 今、これで示しましたように、この法面ですね、具体的に設置したいという御要望をいただいております。

○井尾委員 それは、自前の電力を賄うということになるんです？

○事務局（加藤都市計画課長） それは今、売電制度もございますので、それで再生エネルギーとして売却されるというふうにお聞きしております。

○井尾委員 じゃあ、どちらかという、建築、建物を建てたり、駐車場をつくったりするほうのほうが多いということですね。

○事務局（加藤都市計画課長） 一番の目的は擁壁をつくりまして、事業地の拡大をして、駐車場なり建物を建てたいというところがございます。その次に、太陽光発電ということになると思います。

○井尾委員 はい、わかりました。

○生田委員 1つ、お考えを聞かしていただきたいんですけど、法面に関する規制なんですけども、これは、西風新都全体ではいろいろ地区計画をやっておられる、水準がそれぞれ違うと思うんですよね。緩和型のその変更という場合は、地区内へ住んでおられる方よりか周辺の方の影響も結構多いと思うんです。そうすると、地区内の合意形成ができれば緩和ということよりも、ある程度の客観的に見たその水準といいますか景観的な水準っ

ていうのをある程度想定した上で、こういう1つの事例についての緩和をもっていくというような考え方がいるんじゃないかなと思うんですが、今後、こういう緩和型の変更が出てきた場合に、行政側としての指導といいますか、どういう観点でもって緩和を認めていくかというようなことを決めていく必要、決めとく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺の考え方、どうお思いでしょうか。

○事務局（加藤都市計画課長） まず、周辺への影響ということで、事業者だけではなくてですね、周辺の町内会、自治会には、事業者さんのほうから事業の内容を説明していただきまして、特に反対する意見はないというような状況はあります。それから、地区計画の中では、緑地を保全するというのが一番大きな趣旨なんですけれども、例えば、このインター流通パークですと、開発前の緑地が開発後に65%になっていまして、35%ぐらい緑地が減っていくんですけども、それが今回のソーラーパネルをやることによって、今度1%ぐらいの削減にしかつながらないということで、全体から見たときの緑地の削減割合というのは非常に少ないというふうに考えております。また、景観面についても、西風新都のアーバンデザインという考え方がありますので、法的強制力はありませんけれども、そういう色とかですね、例えば設置したときの見方とかいうことについては、市のほうから指導させていただきたいというふうに考えています。

○藤原会長 他にいかがでしょうか。

○井尾委員 ちょっと参考のために聞かしてもらいたいんですけど、法面を利用して土地が広がった場合は、あれは、税金なんかもその分の広さで、やっぱりなるんですか。ちょっと参考のためだけ聞かしてください。

○事務局（加藤都市計画課長） 税金のほう、固定資産税などもですね、利用実態に応じて取るようになってまして、毎年チェックをしておりますから、広がった分については、広がった利用形態を見て、税金をかけるようになります。

○藤原会長 よろしいですか。

○谷口委員 緩和の話が出たんで、ついでに、今度は強制をかけるという話の部分のちょっとお聞きしたいんですけども、西風新都全体の中で今、土捨て場化している斜面がたくさん、今、出てこようとしております。そこへ規制をかけておいたほうが、反対に。緑を守るという意味で、山を崩して土捨て場にして、どんどん、どんどん、山の中の中腹までが土捨て場になっておると。それをそのままほっとしたんでは、1箇所許したら全部、西風新都に残っている山が全部、土捨て場になってしまうという状況が今、起きようとし

ております。それを防ぐのに、いろいろ県と話をしたり、いろいろしたんですけども、地権者が「うん」言うたならば全部オッケーという話なんです、今んとこ。地権者は、どうにもならん土地なので、皆、売りたいばかりなんです。そうじゃなくて、市のほうで景観とか、いろんな安全の部分とかいうのを含めて、その地区は山として、緑として残さないかんというような規制をかける方法というのはないものでしょうか。

○事務局（新上都市計画担当部長） 御指摘の件は、重要なお話だと思います。ただ、緑を保全するという意味では、緑の基本計画とか、こんな計画の中で、どこの緑をどういうふうに保全しようかという一方の考え方がございますし、それから、今おっしゃいました、景観の視点でどう守っていくかというのはございます。そういうのは、それぞれ地域の方、地権者も含めて合意形成を図ることで成し得るというもんだと思いますが、様々な手法を取り入れるほど、たくさんはないのですけども、一応できることをしていく必要があるというふうに思ってます、先ほどのお話については、今、進めております景観計画の策定の中で、できれば取り入れていきたいというふうにも考えています。具体的なところは、まだ、市民の皆様にも骨子案をお見せする段階に至ってませんが、**25年度、26年度**に向けて、段階を経ながら、具体的な内容をお示しする中で、そういう手法も併せてお示しし、更に地域の方の御意見を伺いながら進めていきたいというふうに考えています。

○谷口委員 今、そういう計画の中で、西風新都見直しの中で、その辺を検討していただけているのは結構なんです、何年か前に1箇所起こって、全部やっつけようたんですね。まだ途中まで、平成**29**年までやる言うて、まだ、どんどん、土捨て場にしよります。それを見て、この計画ができるまでに早くそれをやらなきゃいうんで、周りへ、どんどん、今、申請が出よるんです。そうすると、いわゆる西風新都の山々が全部、土捨て場になって茶色い山になってしまう。それを防ぐために県のほう、**5,000**平米以上は県の許可になりますので、県のほうへ西風新都の見直しで景観をきちっとするまでは、一切許可してくれるなという言い方を県のほうに申し入れるつもりはございませんか。

○事務局（新上都市計画担当部長） 申し訳ございません、所管部局が違いますので、そちらのほうと、また、話をして詰めていきたいと思っております。

○谷口委員 ちょっと言う場が違うのかもわかりませんが、都市整備の中で一緒になって、地域の緑を守る、または安全を守るという意味で、この辺をしっかりとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○藤原会長 他に、この第3号議案の「地区計画の変更」につきまして、御質問、御見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、先ほど、谷口議員からいただきました御意見は、ちょっと別途御検討いただくということです、この第3号議案の「地区計画の変更」につきましては、原案どおり可決するというようにしてよろしいでしょうか。

○委員全員 （異議なし。）

○藤原会長 異議なしと認めます。それでは、第3号議案につきましては、原案どおり可決させていただきます。

続きまして、第4号議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（加藤都市計画課長） それでは、第4号議案の「広島市の都市計画に関する基本的な方針」の改定について、御説明いたします。

本案件は、都市計画決定事項ではございませんが、都市計画審議会で継続的に御審議いただき、最終的に答申をいただいた上で、改定を行いたいと考えています。

本案件については、昨年11月28日の第40回都市計画審議会において、改定素案の骨子と概要版について、御意見をいただきました。

今回は、いただいた御意見や庁内会議での議論を踏まえ、骨子と概要版の修正を行いました。また、策定途中ですが、素案の本編を作成していますので、これを御説明し、御議論いただきたいと思います。

では、はじめに、お手元の資料を御覧ください。

資料はクリップで綴じていますが、資料3が改定素案（骨子）です。A3版1枚になっています。そして、その下に資料4、改定素案 概要版で5ページのA3版のものがございます。さらにその下には、前回の都市計画審議会での御説明しました、修正前の骨子と概要版が付けてあります。

また、資料5としまして、改定素案が1冊ございます。冊子の表紙の左上に注意事項を書いておりまして、この改定素案は、委員の皆様から御意見をいただくために作成した、まだ作業中のものございまして、確定したものではないということで御了承いただきたいと思います。

それでは、最初に資料4 都市計画マスタープランの改定素案の概要版を御覧ください。前回の資料から修正した部分を赤字で表示していますが、修正内容の多くは、よりわかりやすく具体的な説明となるよう追記をしたものです。この赤字の部分について御説明いたします。

表紙の部分ですが、第4章をめざすべき都市構造として新しく作りました。この部分は、前回は第3章の都市づくりの目標と方針の中にありましたが、「集約型都市構造」という重要な考え方であるため、章として独立をさせています。

第6章は、前回、マスタープランによる都市づくりの推進方策というタイトルで、戦略

的な施策展開という記述がありましたが、これは、第2章の4、方針策定にあたっての留意点のほうでまとめています。その代わりに、第6章の2として、新たに総合的な施策展開の推進という項目を追加しています。

1ページをお開きください。まず、1の策定の目的には、市民と行政とが目的を共有し連携・協働して都市づくりに取り組む考え方を追記しました。2の(1)位置づけのところには、上位計画で示されている将来都市像を追記しました。3の(1)目標年次には、社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じてマスタープランの見直しを行うということを追記しております。

第2章の右側ですね、都市の現状と課題のところは、1の(2)都市づくりの歴史というところの中に、広島市が戦後一貫して平和都市の建設に努力してきたことを追記しました。その他の赤字部分は、高齢化対策に関する事項の追記になります。

2ページをお開きください。3の①中四国地方の中核都市としての役割の発揮の部分、広島市の産業は、自動車関連産業を中心とした製造業が支えている強みがあることと、今後はその技術力を生かして、医療・福祉分野などの成長産業を育成していく必要があることなどを追記しています。4の②戦略的な視点を持った取組、第6章に記述していた内容を転記し、まとめたものです。その他の修正は、高齢者対策などに関する事項の追記になります。

3ページをお開きください。第4章では、1の都市構造の転換というところで、集約型都市構造を基本とする都市構造への転換を目指すことを追記しました。その下の赤丸の段落部分は、集約型都市構造そのものの説明でもありますけれども、公共交通等で連携された都心や拠点に多様な都市機能を集約させることを追記しています。また、その下、次の赤丸の段落部分には、駅周辺や幹線道路沿いにおいて日常的な生活サービス機能の集積を図ることを追記しています。

「集約型都市構造を基本とする都市構造」という表現は非常に抽象的でございますので、もっとイメージしやすいサブタイトルをつけたいと考えています。例えば、広島市の基本計画では、多心型都市づくりや有機的都市構造という名前を使っています。京都市ではエコ・コンパクトな都市構造、富山市ではお団子と串の都市構造。名古屋市では、駅を中心とした生活圏を駅そば生活圏と呼んでいます。良いフレーズがございましたら御提案いただけませんか。

次に、その下のイラスト、都市構造の転換イメージの図を御覧ください。イメージ図の白丸は都心や拠点を表していきまして、それらを結ぶ線は、公共交通や幹線道路で連携されていることを表しています。オレンジ色の濃さは、都市機能の集積度合を表しています。分散しているオレンジ色が、都市や拠点に集まり、さらに集積を高めていくことをイメージしています。これが、集約型都市構造の基本的な姿です。

公共交通や幹線道路の線上にあるオレンジ色は、既存の集積や新たに今後発生する集積の様子を表しています。

右の将来都市構造図を御覧ください。太いピンクの帯が都心や拠点を連携する都市軸になります。前回の資料にはなかった平和大通りと国道2号を含む東西の都市軸、それから、宇品から南の江田島市方面に伸びる都市軸を追加しています。また、図の左側の下のほう、(エ)のところに、都市軸における集積の考え方を追記しています。

4ページをお開きください。このページは、第5章分野別の方針になりますが、ここの赤字の修正部分は、高齢者や子育て世代への対応について追記しています。

続きまして、5ページをお開きください。第5章、6、真ん中の下のほうですが、都市の魅力向上の方針の(2)広島らしい都市景観の形成の中に、風情あるという言葉を追記しています。これは、現在策定作業中の広島市景観計画の表現と整合を図ったものです。また、(3)誰もが安全・安心に過ごせる、のところで、犯罪の起こりにくい都市環境を整備するために、防犯まちづくりを進めることを追記しています。

第6章マスタープランの実現に向けてのところでは、まちづくりを展開していくためには、市民が主体的に取り組み、それを行政が支援するという仕組みが必要であることを追記しています。

6章の2(1)では、マスタープランの総合的な施策展開を進めるため、都市計画に関連する計画との連携が必要であること、(2)では、広域的な都市づくりを進めるため、広島県や近隣の市町との連携、調整に取り組むことを追記しています。

資料4の説明は以上でございます。

資料3、A3、1枚ものですが御覧ください。先ほどの概要版の修正に合わせて、骨子の部分も必要な修正を加えています。

また、今回、策定途中ですが、本編を資料5として配布させていただいていますので、御覧いただけますでしょうか。現在は骨子とか、概要版で御説明させていただいていますが、最終的にはこのような形で、写真、イラスト、図表などを取り入れて、読みやすい冊子にしたいというふうに考えています。この本編の内容や編集のアイデアなどにつきましても、御意見がございましたらお寄せいただきたいと考えております。

改定素案の本編の具体的な説明は、省略させていただきます。

これで、第4号議案の説明を終わらせていただきます。

なお、本案件に関する御意見、御質問に関しましては、後日いただくことも可能です。

その場合は、資料5の表紙にありますように、「意見の提出について」の要領で、2月22日金曜日までに、メールや電話等にて事務局に御連絡いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

今後は、いただいた御意見や現在検討を進めている旧市民球場跡地など、主要プロジェクトの検討状況を踏まえて素案を修正しまして、4月から5月にかけて市民意見の募集を行う予定です。

次回7月に予定しております審議会において、市民意見を踏まえて作成した最終案について御説明をさせていただき、8月頃の公表をめざす予定です。

では、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○藤原会長 それでは、時間を取ります。ただ今、御説明いただきました、マスタープランの御説明内容につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○米田委員 広島市とは、別の問題なんですけど、私の申し上げたいのは、吉島と出島の間に橋が架からない。国道なんですから広島市には全く関係ない話なんですけど、折角、江波と吉島には橋はできる、観音と江波には橋ができて、国道ができるという感じで、今度は吉島と出島の間には国道ができない。高速道路、南道路の3号線ですか、あれは完成して、今使ってるんですけど、その下の国道には橋が架からない。先般のように、ちょっと雪が降れば、私が商工センターから霞町まで行くのに2時間ぐらいかかったんです。そうすると、あそこの間に国道があれば、呉のほうに抜けるやつがバイパスから通っていかなくても、そちらのほうに行けると、ある程度逃げれると思うんですよ。そういうのを国のほうにお願い等々ができないもんでしょうか。

○藤原会長 ちょっといくつかまとめて御意見をいただいてから、お答えいただきましょうか。他に、このマスタープランの骨子につきまして御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○井尾委員 これ、今見て思ったんですけど、他都市は、政令市含めてですけど、大体、都市計画の基本方針というのは、こんなにたくさんやりたいことを掲げてるんですかね、言っていることが、よくわからん？ いや、非常に目標が数多いんですけど、都市づくり、都市計画に関する基本方針というのは、こんなに、やっぱり、他の都市でも掲げるんですか。

○藤原会長 御質問ですよね。

○井尾委員 そうです。

○藤原会長 ちょっと、質問を集めてからお答えいただきます。他にいかがでしょうか。

○井尾委員 それから、もう1ついいですか？ これは、いわゆる検証いうんですか、この目的、こういうのを掲げて、これだけ達成されたということは今までもやってるわけですか？ これは今回、これ、何年ごとにやるんですかね、こういう計画っていうのは、5年ごと、10年ごとぐらいですか。

○藤原会長 いえ、簡単な質問なので、お願いします。

○事務局（加藤都市計画課長） 都市計画マスタープランは、広島市の場合は平成 13 年に最初のマスタープランを策定しています。どこの都市も条件ありますけど、概ね 10 年ごとぐらいには見直していくようにされているようです。広島市も 10 年を過ぎましたので、今、見直しをやってるということになります。

○井尾委員 それがどれだけ達成できた、どれだけこの計画が実現できたというような評価というんですか、そういうものはやってるんです？

○藤原会長 はい、目標の立て方と達成度の評価について御質問いただきましたので、後ほど、お答えください。

他にいかがでしょうか。

それでは、ちょっとここで切りましょう。

まず、マスタープランそのものには、ちょっと関係がありませんが、個別の話として道路のネットワークの話がありましたので、もし事務局でお答えができるようでしたら簡単をお願いします。

○事務局（加藤都市計画課長） 特に南道路の構造につきましては、平面部の道路の国道、それから、高架部分が都市高速道路というふうになっておりまして、事業主体も違うんですけども、整備については、国・県・市、それから、都市高速道路を整備します広島高速道路公社、こういったところと調整をしながら進めています。今、出島・吉島間の道路の国道部分がないということですけども、非常にたくさんの事業費がかかりますので、利用状況とかに応じて暫定整備という形で今、進めております。将来形、これはいつになるかということとはわかりませんが、将来的には平面の国道部分もつながり、上の高速道路もつながるということを目指して進めていく予定でございます。

○藤原会長 よろしいですか。ご発言よろしいですか。

それから、もう 1 つ、目標の立て方と達成度の評価について御質問いただきましたが、こちらについていかがでしょうか。

○事務局（加藤都市計画課長） まず、先ほど、他都市もこのような目標をたくさん掲げているのかどうかというような御質問がありましたけども、例えば政令市とかというところの都市では、こういった都市計画マスタープランは必ずつくっています。各都市の課題というのは山積しておりまして、どうしても盛り沢山といいますか、課題を取りこぼすことなく隅々まで書くということにしております。

その評価については、近年は財政状況も悪うございまして、どうしても「選択と集中」

という考え方で、どこに重点投資するかという考え方が入ってきますので、すべてをクリアしているところまでは至っていません。これについては、見直しの中で、次はどうする、今後どうするという形で整理をするようにしています。以上でございます。

○藤原会長 ただ今に関連しまして、何かありますでしょうか。

○事務局（新上都市計画担当部長） 一部、補足をいたします。都市計画マスタープランにつきましては、他都市もいろいろ多くの目標なり方向性を示していますが、いわゆる都市計画決定する上での基本的な方針を示すという役割も持って作っているわけでございます。都市計画決定の上では、様々な観点からチェックをする必要があるだろうということもあり、今回の場合は、例えば都市構造を大きな目標に掲げていますし、それから、防災の観点とか、自治体の活力の観点とか、それぞれ魅力だとか、災害対応などの観点等多面的なチェックができるようにするという使い方もあろうかと思えます。そういう意味で、いろんな観点で、方針をこの中に盛り込みながら作っているということでございます。

○藤原会長 それでは、他に何かございませんでしょうか。

○生田委員 先ほど、ちょっと説明があったんですが、現在、大規模遊休地の検討がそれぞれなされているんですけど、今年度末に、年度末まで何か方向性を出すという、その辺あるような様子なんですけど、それと今回のマスタープラン、どういうふうに、こう、イメージとしてですね、どのあたりに、どういうふうな格好で反映させていこうと考えておられるのか、ちょっとそこの辺を考えがあれば聞かせてください。

○藤原会長 ちょっと待ってください。

他にありますか。

ないようですので、お願いします。

○事務局（加藤都市計画課長） 大規模プロジェクトといいますと、今、旧市民球場の跡地の問題とか広島大学本部跡地の問題、それから、西飛行場跡地はどうするかというようなこと、それから、広島西風新都の都市づくり推進プランの見直しを行ったりといったことがありますので、それらが、ある程度、この3月末を目途にとりまとめが行われるとか、方向性が出るとかいうふうな構えをしておりますので、そこら辺の結果を反映させて、この都市計画マスタープランも修正を行っていきたいとは思っています。例えば、都市計画マスタープラン、今日、素案をお配りしている中で、旧市民球場跡地のことでいえば、28ページを御覧ください。冊子のほうですね、そちらのほうになります。例えば、この28ページのところに、方針1という「ヒト・モノ・カネ」というのがありますけども、この2つ

目の丸のところに、「大規模未利用地4ヶ所（二葉の里、旧市民球場跡地、広大本部跡地、広島西飛行場跡地）について、都市全体を視野に入れた都市機能の分担、配置を考慮しながら、広島の底力を引き出せるよう、将来を見据えた、しっかりした活用を進めます」という記述がありますし。あと、75 ページ、これは、5 章の「分野別の方針」というところに該当しますけども、「分野別の市街地整備の方針」というところですけども。例えば 75 ページのちょうど真ん中ぐらいですね、丸で「紙屋町・八丁堀地区」というのがございまして、「旧市民球場跡地については、若者中心とした、にぎわいのための場にしていく方向性のもと、活用方策を検討します。また、旧市民球場跡地を含む中央公園についても、既存施設の利活用や周辺地区を含む開発の向上の方向性の検討をします」というような記述をしております。こういったところ、あと更に 101 ページが、中区の区の整備構想図というのが付いておりますけども、中区の整備構想図の一番左の上のほうの吹き出しになると思うんですが、「広島市民球場跡地を含めた中央公園の計画的な再整備の推進」というようなタイトル出しがしてありますけども、こういった構想図、こういったところを今後の跡地の取りまとめ状況を反映した文章を書き込んでいって、整理したいというふうに考えています。以上です。

○藤原会長 その他の点で、お気づきのこと、あるいは御意見等ございますでしょうか。

○八條委員 これ、お願いになるかもわからんのんですけども、今、普段の検討であるとか、今の経済事情によって変更であるとかという言葉聞きますけども、例えば何十年も都市計画を決定されて、まだ2割、3割しか進んでない、しかも、40年、50年経っても。完成するまでには100年にかかるであろうというのが、夢物語のようなのが計画で残ってますけども、できれば、何年までにここまではこのように規制するとか、ずうっとその間を規制されると、そこに住んでおられる方とか、事業者は非常に規制がかかって不自由な思いをされるところも何箇所か、何路線かございます。そして、それを計画的にというのであれば、年度ごと区切ったもので、10年単位とかですね、いうことで区切ってもらえれば、その住んでおられる方も事業者も、建替等々もできやすいんじゃないかと。売買もできない、建替もできないというのであれば非常に不自由な思いをされておる。そういったところを何とか見直しをしていただきたい。10年、20年の計画であればとにかく、もう100年経ってもできないような計画であれば、大きな見直しをしていただきたいのと、この文章も検討しますとか、取り組みますとかという締めくくりが非常に多いんですけども、できれば、何年までにこのようにしますとかいう明確な締めくくりがほしいんですけども、そういったことにはなりませんか。

○藤原会長 大きな御質問なので、これだけでやりましょう。お願いします。

○事務局（加藤都市計画課長）　まず今、御質問をいただいたのは、都市計画道路のことに関する質問だと受け止めておりますけども、都市計画道路を都市計画決定しまして、随分長い間、整備に着手してないところというのが随分ございまして、そういった問題に対処するため、平成 18 年に都市計画道路の見直しということで、長期未着手の道路、これは、将来的にも、現時点では、当初は必要だったんかもしれないですけど、不要になったという道路の見直しをやって、都市計画から削除するということをやっております、こういった流れは今後ローリングして、10 年程度おきぐらいにはやっていくようなことになると思います。

それから、事業については、先行きの財政状況が非常に不透明な中で、毎年のように事業スケジュール等を立ててはいるんですけども、なかなか整備時期を明確に申し上げられないのが実情でございます。以上でございます。

○谷口委員　さっきから話を聞きよるとマスタープランいうて何じゃろうという疑問になってきたんですね。この 3 月の結果を見て、マスタープランを書き直しますいうたら、マスタープランでもなんでもないじゃろう、これ。マスタープランに沿って事業をやるんじゃないですか、反対に。本末が転倒しとるような気がするんじゃがね。

○事務局（新上都市計画担当部長）　いわゆる「マスタープラン」というふうに書いてしまっていますので、通常そういうふうに今、呼んでいるものでございます。実は国のほうから来ていますのは、「都市計画に関する基本的な方針」というのが正確な呼び名でございます、都市計画決定する上での方向性を示すものということです、今おっしゃるような、いわゆる計画ものとして、いついつまでに何をするとか、そういった趣旨のものは、実は中身はないのでございます。名前としては、「都市計画に関する基本的な方針」だけではわかりにくいので、いわゆる「都市計画マスタープラン」という名前にしているものでございます。これについては、他都市などは別に副題を付けて少しわかりやすいようにというような工夫もしておりますので、できればそういったことも考えていければというふうに思います。

○谷口委員　広島市の組織の中に都市計画局というのがなくなったんよね、何年か前に。それまでは、そこが中心になって広島市の計画をずうっと立てていきよった。それが、動く、いわゆる活動しなきやいかん、都市整備局に移ってしもうたんよね。計画を立てるところと、動かないけんところが一緒になってしもうて、そこがグチャグチャになって今やりよる気がするんです。市長さんが、時々いろんなこと言われるんが、それって広島市の基本計画の中のどこにあるんですかという話がいっぱい出てくる。というのは、行政のトップが変わったら、それは、また変えにやいけんのじゃないんですか。何もかも流れの中で、グチャグチャの中で、ずうっとやっていって、その場その場のトップの言うことによって

コロコロ変わっていく。これ見りゃ、マスタープランってある、これによってやるんかな思やあ、そうじゃないって言うし。じゃあ、広島市の基本っていうのはどこにあるんですか。

○事務局（新上都市計画担当部長） 少し大きな話なので、都市マスの中ですべて答えるというのは、なかなか難しいことでありますが、広島市全体の計画というのは、今お示しいただいたような「第5次広島市基本計画」というのがございます。そういった中でも、有機的な都市構造ということで、この都市マスに入れております、拠点とか、あるいは都心とかって言うようなところもございます。市長が、それと上乘せして、更に基本コンセプトというのをお示しておりますので、そういったものも加えながら、今は都市計画でもマスタープランの中には反映していきつつあるというところがございます。それらを市民にお示ししている中で、うまくコーディネートしながらやっていくというふうに考えております。

○谷口委員 非常に答えにくい質問をしとるんで、答えにくいと思うんですが、広島市の第5次基本計画ですか、これが基本にあって、このマスタープランというのが、今、僕がやってる、市長の、いわゆる行政のトップの命を受けてやりよるのがこれだろうという理解をするほうがいいんじゃないかと思ったんです。という、これが変化できますからね。ただ、このあとには必ず基本計画を変更しなきゃいけないという文が出てこにゃいかんと思いますので、今、それで答えてくれとは言いませんが、そのようなことも含めて検討をしてください。よろしくお願いします。

○藤原会長 大変本質的な御質問をいただいて、御意見いただいておりますので、多分、返答の度合だと思いますけれども、マスタープランを現在動いている個別の事業に合わせて変えるというのはあり得ないので、やっぱり、方向性は方向性とあって、その中で個別の事業はそちらの方向に向かった形でやっていくと。ただ、広島市も例外にもれず、計画というのは、すばらしいのが昔からあるんだけど、実現というところが課題になってるので、局の名前も変えながら、課の名前も変えながらやられてるんだと思いますが、基本的に、これは、人口が増えてて、今後、人口が減っていくような局面で立てる大きな方針ですから、これ、極めて重要だと思います。その下で、かつてからずっと抱えている、まだ実現していないような計画と、それから、高齢化を迎えるまちのあるべき姿を重ねながら、できるだけ計画を今後、実現にしていこうというステージに移っていくんだと思います。先ほどの御意見は大変本質的なところですので、語尾の話も出てきましたけれども、もうちょっと、このマスタープランの改定素案のちょっと細かいところも含めて、どちらかという方針を打ち出して、それをやるんだというのが伝わるような形にしてくださいという御意見だというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

○三浦委員 冊子のほうで、4ページのところに基本事項が書いてあるんですけども、先ほど、ちょっと全体としての達成度っていう御意見も他の委員からありましたけど、ここには計画の指標というのが書いてあるんですが、そこは、何か、「将来人口はこれをピークに減少局面に入ること」としか書いてないんですが、何かもう少し具体的な指標化を考えるといけないんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょう。

○事務局（加藤都市計画課長） 将来人口につきましては、第5次広島市の基本計画の中で、人口の予測に基づいて、平成27年ごろをピークに減少局面に入るといって、数字も具体的に示されておりますけども、もう少し、ここについての具体的なデータとか、そういったことも盛り込んでいくように考えさせていただきたいと思います。以上です。

○藤原会長 御質問の趣旨を簡単に。

○三浦委員 あとは単純に人口だけでよろしいんでしょうかっていうことですかね。だから、全体で見ると、他にも指標化が必要なものがあるんじゃないかと思えるんですけど。

○事務局（新上都市計画担当部長） 確かに今後を見据えて、人口だけでなく、人口にもいろいろ、生産労働人口とか老年人口、あるいは年少人口等もございますし、それから、産業構造の話も関わってくる大きなことがあるかと思えます。できるだけそういった、先ほど課長が答弁しましたように、できる資料を集めながら、そういう方向性がお示しできるような工夫が、どこまでできるかわかりませんが、産業フレームなんかも、できれば示していきたいというふうに思っております。

○藤原会長 多分、御質問は目標に対する指標で、環境がどう変わっていく、人口が例えば、どう変わるかっていう指標の話ではなくって、例えば、にぎわいのあるまちづくりっていったときのにぎわいというのはどういう指標で計るんでしょうかみたいな御質問ですね。これは、御意見としていただく場ですので、ぜひ、そういう意見をいただいて、それを加筆していただくような形でよろしいんじゃないかと思えます。パッと見る感じ、確かに、ちょっと指標としては足りない、具体性が足りないかなっていう点も感じますので、ぜひ、そういう意見をいただきたいという場だと思います。

他に何かございますでしょうか。

先ほど事務局のほうから御案内いただきましたように、この度の改定素案につきましては、2週間程度の時間を取っていただいております、委員の方々におかれましては、大変御多忙の中、恐縮ですけれども、お気づきの点あるいはアイデアがほしいということも

ありました。富山の串と団子とかですね、ああいうのが広島で何かみんなの関心もひくし、ああ、広島だなんていうようなアイデアがあると確かにいいと思いますので、そういったアイデアの部分も含めまして、皆様方のお気づきの点をぜひ事務局のほうにお寄せいただけたらというふうに思います。

資料の5の表紙にありますように、電話、郵送、ファックス、電子メール、いずれでもよいようですので、ぜひ、お願いしたらというふうに思います。

他にどうしても、御質問とか御意見ありますでしょうか。

それでは、特にないようですので、後日、事務局のほうに直接御連絡を賜りたいと思います。

なお、この議案につきましては、先ほどもありましたように、次回のこの審議会におきましても引き続き審議を続けてまいりますので、本日のところは、ここで終了をさせていただきますと存じます。

事務局から何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。